平成２４年（フ）第３７４９号
大阪市東淀川区下新庄５丁目13番25号　オンセカーサ302号
債務者　森田　裕之
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７５６号
大阪府吹田市内本町２丁目２番28号
債務者　原田　宥子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９６号
沖縄県豊見城市字宜保336番地　プランタンＡ・Ⅱ402号
債務者　洲鎌　清吉
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４１号
北海道芦別市上芦別町73番地の33
債務者　須藤　貴司
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
北海道赤平市茂尻新町４丁目７番地
債務者　柏川　勝博
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第１２号
群馬県利根郡みなかみ町鹿野沢637番地　町営住宅M―306
債務者　宮口美保子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２４年（フ）第１５８号
新潟市中央区浮洲町4704番地２、前住所新潟市南区鷲ノ木新田6766番地25
債務者　関野　洋子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５３号
新潟市東区江南１丁目７番地５
債務者　渡辺　浩之
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５５号
新潟市秋葉区金沢町２丁目７番27号　エクセランフルール102号
債務者　前田　　亮
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８３号
新潟県新発田市富塚町１丁目２番２号　メゾンノーサイドＢ―５
債務者　福井　祐二
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第９０号
新潟県村上市飯野２丁目７番６号　パレスコート・ラ・ミールＡ
債務者　菅原　恵子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第２１５号
愛知県一宮市木曽川町門間字東島海38番地１　サンキャッスルⅠ―２Ｂ号
債務者　八木　信行
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２５３号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯４丁目32番47―26号
債務者　村山　夕子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２６０号
鹿児島県鹿児島市三和町61番18号
債務者　寺田　由花
1　決定年月日時　平成24年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第９８号
茨城県つくば市竹園２丁目13番地１　ライフピア川村205号
債務者　山本美希子（旧姓楫）
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第９３６号
名古屋市昭和区元宮町６丁目16番地の２
債務者　前田　澄江
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０５５号
愛知県大府市月見町６丁目50番地　ケイズ・ビー３Ｂ号
債務者　浦壁　克英
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部